

自治基本条例に基づく例規等の見直し
に関する報告書（平成 18 年度版）

大 和 市

平成 19 年 3 月

目 次

第 1 章 総論

- 1 はじめに
- 2 経過概要
- 3 取り組みの内容（18 -20 年度）

第 2 章 18 年度の検討内容

- 4 例規等の見直し
- 5 自主条例制定に向けた動き
- 6 条例の逐条解説
- 7 告示、公告の公表

第 3 章 個別課題の整理

- 8 非常勤特別職について
- 9 審議会等について
- 10 おわりに

第1章 総論

1 はじめに

- ・ 自治基本条例を頂点とした例規等の体系化をめざして、市民にわかりやすい例規等に関する情報提供 政策と法務の融合 を図るために、条例等の整備方針(以下「整備方針」)【資料 】が策定された。
- ・ 本報告書は、整備方針に基づく平成 18 年度の検討内容と今後の取り組みについてまとめたものである。

2 経過概要

- ・ 17 年 4 月に自治基本条例が施行されたことに伴い、自治基本条例を頂点とした例規等の体系化に関する検討をスタートさせた。
- ・ 17 年度は、基本的事項の検討を行い、職員への意見聴取などを経て整備方針が策定された(18 年 2 月政策決定)。あわせて条例の体系図(5-1 参照)を作成し、市民への公表を行った。

3 取り組みの内容(18-20 年度)

整備方針は原則として 3 年ごとに改定を行う予定だが、第 1 期:18-20 年度における取り組みの内容は次のとおりである。

3-1 例規等の見直し

- ・ 整備方針に基づく「条例、規則、要綱、要領、基準、内規、その他」(以下「例規等」)の体系化を進めるために、例規等の見直し(現状把握、内容の精査・変更、制定形式の再検討など)を行う。
- ・ 特に、第 1 期においては要綱についての見直しを重点的に進める。3 年間で全要綱の見直しと整備を行うが、580 本の要綱が(18 年 6 月 1 日現在)、約 4 割の 234 本となる見込みである。
- ・ 要綱については、19 年度から新たに例規データベースに掲載し、市民への情報提供を進める。

3-2 自主条例制定に向けた検討

- ・ 例規等の見直しを進めるなかで、基本政策条例等の必要性について議論を進め、自主条例制定に向けた検討を進める。

3-3 条例の逐条解説整備

- ・ 自治基本条例、すべての基本政策条例・基本制度条例、整備する優先度が高いと判断される個別施策条例・個別制度条例について逐条解説を整備し、ホームページに掲載する。

3-4 告示、公告のホームページ掲載

- ・ 告示、公告について、大和市公告式条例・規則に基づく掲示場への掲載に加えて、その内容をホームページに掲載する(18 年 4 月分から実施)。

第2章 18年度の検討内容

4 例規等の見直し

4-1 経過

- ・ 18年度前半 年度当初に取り組み内容（3参照）を定めた後、各部においてすべての例規等の現状把握の作業を行い、規定内容や制定形式の再検討のもと、部別に見直し内容を整理した一覧表の案を作成した。
- ・ 18年度後半 一覧表の案をもとに担当課・各部庶務担当・政策法制担当との間で調整・協議を行い、18-20年度における部別の例規等の見直しの考え方を確立した。

詳細は、【資料】「整備方針による所管別見直し一覧表（平成18年度）」参照

4-2 見直しに係るデータ整理

- ・ 見直しに係るデータの概要は、次のとおりである。

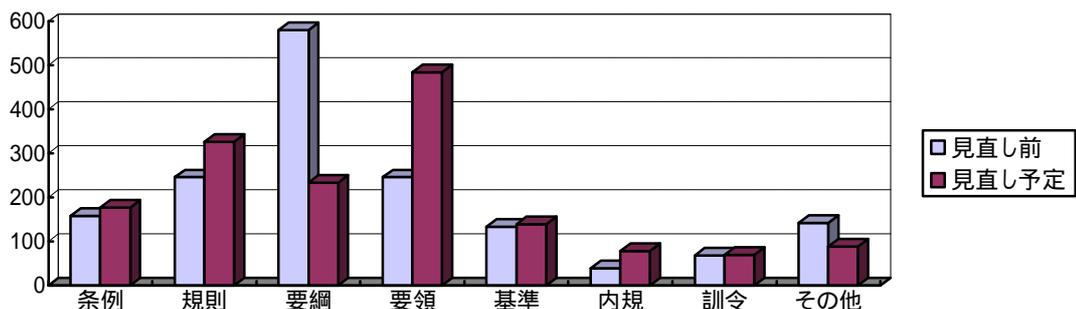
詳細は、【資料】「見直しデータ集計表（平成18年度）」参照

4-2-1 全体の傾向

- ・ 本市の例規等の総数は1,612である（18年6月1日現在）。内訳は「表1 例規等の見直し前後の比較表」のとおりであるが、要綱が35.9%と全体の1/3強を占め、次いで規則と要領が15.2%、条例が9.8%となっている。
- ・ 見直し予定の取り組みが終了した段階（20年度末 以下「見直し後（予定）」）は、総数が1,616（4増）で、見直し前とほぼ同じであるが、見直し後（予定）の構成比率を多いものからみると、要領が倍近くになり29.9%、規則が増加して20.2%、要綱が約4割の14.4%に減少するなど変化がみられる。
- ・ また、条例と基準は微増、内規は大幅に増加、訓令は横ばい、その他は減少という傾向である。

表1 例規等の見直し前後の比較表 （%は小数点2位以下切捨て 以下同じ）

	合計	条例	規則	要綱		要領	基準	内規	訓令	その他	未定
				告示	未告示						
見直し前 (18.6.1)	1612	158	246	580	35.9%	246	133	39	68	142	0
	100%	9.8%	15.2%	31	549	15.2%	8.2%	2.4%	4.2%	8.8%	0%
見直し後 (20年度末)	1616	177	327	234	0	484	140	79	69	89	17
	100%	10.9%	20.2%	14.4%	0%	29.9%	8.6%	4.8%	4.2%	5.5%	1.0%

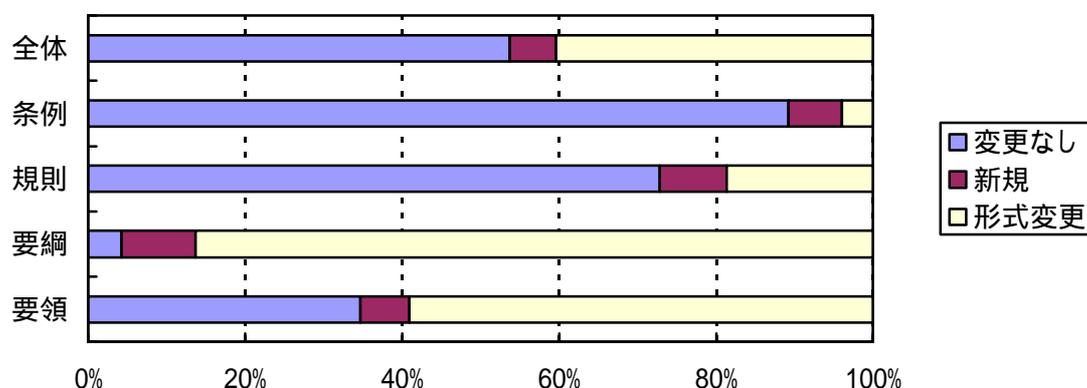


4-2-2 見直し後（予定）の事由別整理

- ・ 見直し後（予定）の内容を事由別にみても、全体では、変更なしが 53.7%である。
- ・ 全体の約 46%が見直しを行う予定であるが、その内訳としては、新規が 5.8%、形式変更を伴う見直しが 40.4%となっている。
- ・ 全般的には変更なしの比率が高いが、告示要綱、要領、内規は変更なしの比率が低く、その分、形式変更の比率が高くなっており、告示要綱 86.3%、要領 59.0%、内規が 62.0%である。
- ・ 新規の比率が比較的高いのは、告示要綱 9.4%、規則 8.5%、条例 6.7%である。

表 2 見直し後（予定）の事由別整理

	全体	条例	規則	要綱		要領	基準	内規	訓令	その他	未定
				告示	未告示						
総数	1616	177	327	234	0	484	140	79	69	89	17
	100%	100%	100%	100%	0	100%	100%	100%	100%	100%	100%
変更なし	869	158	238	10	0	168	116	30	68	81	0
	53.7%	89.2%	72.7%	4.2%	0	34.7%	82.8%	37.9%	98.5%	91.0%	0%
新規	94	12	28	22	0	30	2	0	0	0	0
	5.8%	6.7%	8.5%	9.4%	0	6.1%	1.4%	0%	0%	0%	0%
形式変更	653	7	61	202	0	286	22	49	1	8	17
	40.4%	3.9%	18.6%	86.3%	0	59.0%	15.7%	62.0%	1.4%	8.9%	100%



4-2-3 整備方針の区分別整理

- ・ 見直し後（予定）の内容を整備方針の区分別に分類したのが、表 3「見直し後（予定）における整備方針の区分別整理」である。
- ・ 条例は、「 必要的条例化事項」が 140、「 自主条例」が 37 であり、「 法令の規定により条例の形式が求められるもの」が条例全体の約 75%、自主条例は約 20%である。
- ・ 規則は、「 条例の規定により規則事項」が約 40%、「 市民に対して実施のルールを明確化する施策」は約 20%である。
- ・ 条例、規則とも本市独自の政策・施策に関するものが 2 割程度にとどまっている。
- ・ 要綱は、「 補助金等市民への助成施策の細目」が全体の 7 割強を占めている。

表3 見直し後（予定）における整備方針の区分別整理

		条例等の整備方針	本数	本数
条例	必要的条例化事項	市民の権利を制限し、義務を課する事項	140	8
		法令の規定により条例の形式が求められるもの		132
	自主条例	基本政策条例	37	5
		基本制度条例		6
		金銭の徴収を行うもの		4
		行政指導関連		2
		その他		20
規則	市民に対して実施のルールを明確化する施策	327	63	
	地方自治法等の個別の法令により規則事項		79	
	条例の規定により規則事項		133	
	非常勤特別職の設置		52	
要綱	任意的条例事項の初期段階で試行的に実施	234	15	
	個別的事業の実施		5	
	市民がメンバーに入っている組織の設置		25	
	補助金等市民への助成施策の細目		172	
	法令を補完		17	

4-2-4 要綱に関するデータ

- ・ 要綱は、表4「要綱整理表」にあるように、告示要綱が31、未告示要綱が549の計580（18年6月1日現在）と、現状では圧倒的に未告示要綱が多い。
- ・ 今回の取り組みにより、18-20年度において、すべての要綱の見直しを行うことになる。要綱として存続するものは、総務課が審査を行い告示することになるが（17年度までは基本的には各部決裁のため総務課の審査なし）総数としては、580から234と約4割に減少することになる。
- ・ 見直し後（予定）の内訳は、変更なしが10、新規22、形式変更が202となっている。形式変更が多いが、未告示要綱について内容精査のうえ告示するものが192あるためである。

表4 要綱整理表

	現状	見直し後 (予定)	見直し予定の事由別内訳		
			変更なし	新規	形式変更
要綱総数	580	234	10	22	202
告示要綱	31	234	10	22	202
未告示要綱	549	0	0	0	0

202の内訳

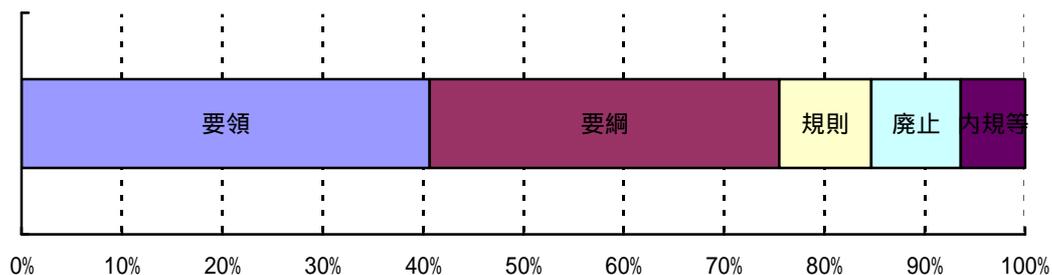
- ・ 未告示要綱 告示要綱：192
- ・ 要領 告示要綱：8
- ・ その他 告示要綱：2

- ・ 現在の要綱 580 の形式変更については、表5「現在の要綱に係る形式変更」のとおりである。
- ・ 要綱から要領への形式変更が 236、未告示要綱から告示要綱への変更が 192 と多くなっている。
- ・ また、条例化が 6、規則化が 53 となっているが、「5-3 要綱の条例化」「8 非常勤特別職について」などにあるように、整備方針に基づく具体的な検討の内容が反映されたものとなっている。

表5 現在の要綱に係る形式変更

	現状	条例 へ	規則 へ	告示要 綱へ	未告示 要綱へ	要領 へ	基準 へ	内規 へ	訓令 へ	その 他へ	未 定	廃 止
要綱総数	580	6	53	202	0	236	3	11	1	2	14	52
告示要綱	31	4	1	(10)	0	11	1	0	0	0	0	4
未告示要綱	549	2	52	192		225	2	11	1	2	14	48

要綱の見直し後の形式



5 自主条例制定に向けた動き

5-1 条例の体系図

- ・ 整備方針の策定にあわせて、条例の体系図【資料】を作成した。
- ・ これは、総合計画の体系に沿って条例の体系化を試みたもので、あわせて条例の性格ごとに、基本政策条例・基本制度条例、個別施策条例・個別制度条例の分類を行ったものである。

体系図における条例の分類

基本政策条例：総合計画の基本計画（個別目標）に相当する広がりを持った条例

基本制度条例：行政運営全体に関係する基幹的な制度の条例

個別施策条例：主として本市の政策実現のため条例化されたもの（公の施設の設置条例を含む）

個別制度条例：主として法令等により条例とすることとなっているもので、特に政策によらない条例

- ・ 19年4月1日現在、基本政策条例4、基本制度条例5、個別施策条例46、個別制度条例106という状況であるが、この体系図は、体系化の状況を一覧で確認できるため、条例の位置づけがイメージしやすいという特性を持つ。
- ・ 今後、自治基本条例を頂点とした例規等の体系化を進めるなかで、規則、要綱を加えた体系図を作成するなど内容の充実を図り、市民にわかりやすい情報提供を進めていく必要がある。

5-2 基本条例

5-2-1 制定状況

条例等の整備方針（抜粋）

任意的条例化事項 … 法令に根拠となるものは無いが、市の施策を実施するために本市が独自に制定するもの（以下「自主条例」という。）

本市の意思（政策）を明確にするためのもの

 ムクマル；第7次大和市総合計画基本計画まちづくり編の基本目標中

 個別目標として掲げているもの

市政運営全体に関わる制度に関するもの

 ムクマル；条例体系図の基本制度条例に分類されるもの

- ・ 本市において制定されている基本条例は、10本である（自治基本条例 1、基本政策条例 4、基本制度条例 5）。条例総数177本の5.6%であり、その比率は低い。

5-2-2 基本政策条例

- ・ 基本政策条例については、現在のところ、（仮称）市民自治区条例以外には制定への道筋が具体化されているものはない。
- ・ 既に制定されている条例は、基本計画（まちづくり編）の基本目標「1-1 やる気を活かせるまちをつくる」「1-6 次世代へ引き継げるまちをつくる」の2つの分野にとどまっている。
- ・ 基本目標1-2から1-5の分野では、ひとつも制定されておらず、体系整理の視点からは、これらの分野における基本政策条例の制定が求められる。
- ・ 今後、さまざまな政策的な検討が進められるなかで、本市独自の自主条例制定に向けた動きを加速させていく必要がある。

5-2-3 基本制度条例

- ・ 基本制度条例については、自治基本条例の条文上にその根拠が明確に位置づけられている。市民参加推進条例が19年3月に制定されたが、19年度以降検討が進められる予定の（仮称）行政評価条例が制定された段階で、自治基本条例で予定された基本制度条例の整備が完了する。
- ・ 当面は、（仮称）行政評価条例の制定に向けて取り組んでいく必要がある。

表6 大和市における基本条例について

	既制定（公布年月）	制定予定あり （名称は仮称）	今後検討が 必要な分野
自治基本条例	自治基本条例（16.10）		
基本政策条例	【1-6 次世代へ引き継げるまち】 ・環境を守り育てる基本条例（9.12） ・みんなの街づくり条例（10.3） ・ICカードの利用に関する条例（13.12） 【1-4 やる気を活かせるまち】 ・新しい公共を創造する市民活動推進条例（14.6）	【1-4 やる気を活かせるまち】 ・市民自治区条例（19年度）	1-2 子どもが健やかに育つまち 1-3 安全に暮らせるまち 1-4 一人ひとりが大切にされるまち 1-5 人のつながりがあるまち
基本制度条例	・情報公開条例（12.9 全部改正） ・個人情報保護条例（15.10 全部改正） ・行政手続条例（9.3） ・行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（オンライン条例 17.6）	・市民参加推進条例（19.10 施行） ・行政評価条例（20年度以降に制定予定 19年度から準備作業を予定）	

5-3 要綱の条例化

5-3-1 要綱行政の意義

- ・ 例規等の見直しのなかで、第1期（18-20年度）においては、特に要綱についての見直しを重点的に行う考え方である。（3-1 参照）
- ・ 要綱による行政、いわゆる要綱行政は、法令を補完し独自の政策を実現する手段として、昭和40年代以降、街づくりや公害対策の分野などを中心に広く行われてきた。
- ・ 柔軟で機動性の高い対応が可能であるため、要綱は、現在でも行政のさまざまな分野で活用されている。
- ・ 本市においても、例規等における要綱の割合は35.9%で、全体の1/3強を占め（4-2-1 参照）要綱に基づく独自の施策が積極的に展開されているところである。

5-3-2 内容の見直しが求められる要綱

- ・ このように、要綱の持つ意義や果たす役割は大きいものがある反面、要綱は担当部署単独の判断のみでも制定が可能なることから、緊急対応的に制定された要綱などについては、政策的・法制的に十分な検討がなされていないおそれがある。
- ・ また国や県の施策を受けて、市で要綱を制定している例も数多くあるが、地方分権の動きのなかで地域の自主性が問われている状況や、税源移譲が進み国や県から市への補助金のあり方が変化している状況などから、国・県がらみの施策に関連する要綱について、政策的・法制的な検討を再度行う必要性は高いと考えられる。

5-3-3 行政指導について

- ・ 街づくりや公害対策の分野などで要綱行政が行われ、都市環境の向上に大いに寄与した反面、開発許可や建築確認に係る行政指導をめぐる争いが全国各地で多発し、行政指導の妥当性に関する問題が顕在化した。
- ・ このような時代背景のなかで、行政運営における公正の確保と透明性の向上を目的として行政手続条例（平成9年3月）が制定された。
- ・ 行政手続法（平成5年11月）を受けて制定された同条例では、申請に対する処分、不利益処分とともに、行政指導に関する規定が設けられ、以後、本市では、行政手続法と行政手続条例の手続を基本として、必要に応じて要綱等で個別事項を定め、行政指導が行われているところである。

5-3-4 整備方針の考え方について

- ・ 要綱のあり方については、市議会においても一般質問等で指摘されてきたところであるが、14年度には全庁的な要綱調査を実施し、実態の把握を行った。
- ・ これらの実態も踏まえたなかで、要綱の柔軟性を活かしつつも、要綱で規定されているもので条例化・規則化すべき事項を明確化したうえで要綱の要件を限定的に整理し、整備方針への反映を行ったところである。
- ・ 今回、整備方針において条例化すべき事項としてとりあげたものは、「金銭の徴収を行うもの」と「行政指導関連」の2点である。
- ・ 金銭の徴収を行うもので「徴収金を負担金又は雑入で歳入しているもので、既に3年以上継続している事業」及び「行政指導関連」で条例化の検討対象と考えられるものについては、第1期（18-20年度）のなかで検討を進めていく。

条例等の整備方針（抜粋）

任意的条例化事項 … 法令に根拠となるものは無いが、市の施策を実施するために本市が独自に制定するもの（以下「自主条例」という。）

金銭の徴収を行うもの

ルール；徴収金を負担金又は雑入で歳入しているもので、既に3年以上継続している事業

権利義務規制とはならないが、市民に届出、協議、任意の協力等を求めたりすることにより市民生活に影響を与えるものであって、その実施において公正・透明性の確保や、場合によっては不服審査等による救済を図ることが求められるもの

ルール；要綱を根拠とし、行政指導により運用していたとしても、実際は規制的功能や拘束力をもっていると考えられるものであって、行政指導に従った結果が市民の権利・利益に影響を与えるもの

6 条例の逐条解説

6-1 経過

- ・ 例規等の情報提供の一環として、18年度から条例の逐条解説の整備にも着手した。
- ・ これまでも、市民を巻き込んだ条例づくりを行った自治基本条例等の基本条例の一部については、策定作業のなかで逐条解説が作成され、公表されてきた。
- ・ また、情報公開条例、個人情報保護条例、行政手続条例（基本制度条例）については、職員が業務を進めるうえでの基本となることから、逐条解説（解釈及び運用の基準）が作成され、職員用のマニュアルとして活用されてきた。
- ・ さらに、情報公開条例、個人情報保護条例の逐条解説については、平成16年度からインターネット上で公開し、市民への情報提供を進めてきた。
- ・ このように、基本条例を中心に条例の逐条解説の作成と公開が進められてきたが、今回、市民にわかりやすい例規等の情報提供の一環として、計画的、体系的に整備を行うものである。

6-2 逐条解説整備の考え方

6-2-1 18年度の成果

- ・ 18年度は、基本条例（9条例）について整備を行い、10月末にホームページ上で公開した。
- ・ 既に逐条解説を作成している6条例（自治基本条例、新しい公共を創造する市民活動推進条例、みんなの街づくり条例、情報公開条例、個人情報保護条例、行政手続条例）については、内容の見直しを行うとともに、新たに3条例（環境を守り育てる基本条例、ICカードの利用に関する条例、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例）の逐条解説を作成した。

6-2-2 19年度の予定

- ・ 個別施策条例（46条例）、個別制度条例（106条例）のうち、次の考え方で逐条解説の整備を行う。

「市民の権利義務に関する条例」を優先する。
平成18年度中に一部改正を行っている条例を優先する。
新規制定条例は、施行日までに整備する。

- ・ 4半期ごとに整備対象の条例を明示し、計画的な整備を進める。
詳細は、【資料】「平成19年度条例の逐条解説の作成・掲載予定一覧」参照

7 告示、公告の公表

- ・本市の例規（条例、規則）の公布、規程、告示、公告の公表については、公告式条例、公告式規則に基づき、掲示場への掲示という形で行っている。
- ・また、条例、規則、規程については、大和市例規集としてホームページに掲載し、市民への情報提供を行っている。
- ・18年度からは、掲示場への掲示による公表のみを行ってきた告示や公告の内容についても、ホームページへの掲載を行っている。
- ・掲示場への掲載の場合は、一定の期間が経過すると掲載をとりやめるが、ホームページの場合は、当面掲載を継続することとしている。
- ・今後も、個人情報の取扱いに留意しながら、告示、公告のホームページへの掲載を行っていく。

第3章 個別課題の整理

8 非常勤特別職について

8-1 整備方針の考え方

- ・今回の整備方針のポイントのひとつに、市が任意に設ける非常勤特別職の設置根拠の条例・規則化がある。
- ・非常勤特別職の活用は、さまざまな人材を集め多様な行政課題に対応していくために重要な制度であるとともに、市民が市政に参加する手段でもある。
- ・本市の非常勤特別職は、現在、法令、条例、規則、要綱、要領等でその設置根拠が定められているが（詳細は8-3）要綱、要領、そして設置根拠がないものについて見直しを行い、行政立法である規則以上で設置根拠を定めるというルールを確立するものである。
- ・これは、条例・規則化を徹底することで、当該非常勤特別職の必要性をあらためて精査するとともに、設置根拠を明示して市民にそれらの情報を提供するという考え方によるものである。

8-2 法律の定め

8-2-1 基本的な定め

- ・常勤、非常勤に関しては、地方自治法や地方公務員法等のなかで、個別の規定がある。

地方自治法

180条の5 普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、法律に特別の定があるものを除く外、非常勤とする。

202条の3 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

- ・ 特別職については、地方公務員法第3条に一般職と特別職に関する規定がある。

地方公務員法第3条（抜粋）

一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

特別職は、次に掲げる職とする。

- 一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職
 - 二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの
 - 三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職
 - 五 非常勤の消防団員及び水防団員の職
- 一の二、一の三、四、六 略

8-2-2 非常勤職員の報酬に関する定め

- ・ 地方自治法第203条第1項では、非常勤の職員に対し報酬を支給しなければならない、と規定されている。
- ・ また、同条第5項において、報酬の額などは条例で定めなければならない、と規定されている。
- ・ この規定を受けて、大和市議会の議員の報酬等に関する条例、大和市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（以下「報酬条例」）、同条例施行規則（以下「報酬規則」）が設けられ、それぞれ報酬等について定められている。

地方自治法

第203条 普通地方公共団体は、その議会の議員、委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

8-3 設置根拠別の整理

- ・ 本市には現在、131（表8の備考参照）の非常勤特別職が設けられているが、設置根拠別に整理すると表8のとおりである。
- ・ 報酬条例で定められているものが55（【資料】「報酬条例別表の非常勤特別職の設

置根拠」参照) 報酬規則で定められているものが76(【資料】「報酬規則別表の非常勤特別職の設置根拠」参照)となっている。

- ・これは、法令や条例を設置根拠とするものは報酬条例で定め、規則、要綱等によるものは報酬規則で定める、というこれまでの考え方によるものである。
- ・組織型、個人型の分類では(組織型は総合計画審議会のように組織を構成する非常勤特別職を、個人型は婦人相談員のように個人で職を設置する非常勤特別職を指す)全体では、組織型が52、個人型が79となっている。
- ・報酬条例では組織型が多く、報酬規則では個人型が多い傾向がみられる。

表8 非常勤特別職の設置根拠別整理

設置根拠	設置数	内訳		報酬等
		組織型	個人型	
ア 法令	25	13	12	報酬条例で規定
イ 条例 附属機関の設置 に関する条例	20	20	0	
ウ 条例 単独の条例	10	9	1	
小計	55	42	13	
エ 法令	2	0	2	報酬規則で規定
オ 条例	1	0	1	
カ 規則	12	2	10	
キ 要綱	32	7	25	
ク 要領等	6	1	5	
ケ なし	23	0	23	
小計	76	10	66	
総計	131	52	79	

備考：嘱託医：11、児童生徒心臓病健診委員：2、児童生徒腎臓病・糖尿病判定委員3、教育研究所職員：3と分類しているため(報酬規則別表のとおり) 総数は、報酬条例55+報酬規則61=116よりもプラス15の計131としている。

8.4 見直しの考え方

- ・整備方針の考え方に基づき(8.1参照)すべての職についてその設置目的や意義を再確認し、現状を踏まえたなかで、設置の必要性を再検討することとする。
- ・そのうえで、表8の「カ規則・組織型：2」「キ要綱：32」「ク要領等：6」「ケなし：23」の63の職で今後も継続するものについて、次の内容により見直しを行う。

組織型の 10 の職について

組織の附属機関への移行が基本となるため、附属機関の設置に関する条例化を行うなかで、委員に関する基本的事項（委員数等）を当該条例で定め、その他の部分を規則等で定める。

個人型の 53 の職については、設置根拠の規則化（内容によっては条例化）を行う。

これらの非常勤特別職の見直し作業は、19 年度に実施する。

9 審議会等について

9-1 附属機関などの組織

- ・本市の執行機関（地方自治法第 7 章）としては、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会がある。
- ・地方自治法第 138 条の 4 第 3 項では、審査会、審議会等の調停、審査、諮問、調査のため、法律又は条例の定めるところにより執行機関の附属機関を置くことができる旨が規定されているが、本市では現在、37 の附属機関が設置されている。
- ・また、附属機関の形をとらずに、専門家や市民の意見を反映するための組織の活用が盛んに行われている。
- ・このような組織は、法令に基づかない任意のものである。本来、地方自治法上は附属機関として位置づけるべきであるが、機動性・柔軟性の高い審議等が可能であることから、本市においても、さまざまな分野で活用され、貴重な市民意見反映の場となっている。

9-2 市民参加推進条例における定め

- ・市民参加推進条例（19 年 3 月 15 日公布 10 月 1 日施行）では、審議会等として次のように定義されている。

市民参加推進条例 第 2 条第 4 項

審議会等 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）及びこれに類するもの（以下「附属機関に類するもの」という。）をいう。

- ・上記定義における「附属機関に類するもの」に、9-1 でふれた法令に基づかない任意の組織などが含まれると考えられる
- ・同条例では、例えば審議会等の委員の公募については、附属機関の委員は原則公募を含める、附属機関に類するものは委員総数の 1/3 以上を公募する、こととなっており、19 年 10 月の施行後は、附属機関はもとより附属機関に類するものについても、同条例に基づく参加手続を経ることとなる。
- ・そのため今後、附属機関に類するものについての整理が必要である。

9-3 附属機関に類するものの現状

- ・ 「自治と協働のまちやまと」実現に向けた取り組みの進展に伴い、附属機関に類するものとして想定されるものにも、さまざまなタイプのものが出現している。
- ・ 審議会等に関する調査（分権強化推進担当 18年5月）では、「事業担当課の要綱等により設置されているもの」が72、という結果となっている
- ・ この72の組織には、保健福祉サービス推進委員会やごみ減量化推進協議会などのように、その検討内容や継続性といった点から附属機関と同様な機能を有すると考えられるものがある。
- ・ また、市民まつり実行委員会などのようなイベントの実施にあたっての推進組織としての機能を持つものや、県道丸子中山茅ヶ崎線道路整備促進協議会のように、特定の事業や施策推進のための協議調整の場としての機能を持つものもある。
- ・ さらに、最近では、自治基本条例をつくる会、市民参加条例検討会議などのように、これまで以上に市民の主体性を重んじる形の組織も出てきている。

9-4 整備方針の考え方

- ・ 整備方針では、附属機関の設置については「条例：必要的条例化事項：法令の規定により条例の形式が求められるもの」にあたる。
- ・ また、要綱の整備方針「市民がメンバー（非常勤特別職にするものは除く。）に入っている組織の設置」については、市民がメンバーに入っている組織で、市が主体的に運営するもの（担当課が事務局運営を行うなど）は、市の責任や運営ルールを明確にするために要綱で定めるルールを定めたものである。
- ・ 今後、市民参加推進条例の運用に向けて、審議会等について、その設置目的、活動状況等を再確認し、組織運営の方向性の検討を行ったうえで、附属機関に類するもの（9-2参照）への位置づけや整備方針における取扱いなどを考えていく必要がある。

10 おわりに

この報告書は、例規等の見直しに係る進行状況の報告を兼ねて、毎年度更新していきます。

「第3章 個別課題の整理」については、18年度は、非常勤特別職に関する課題を検討し考え方を整理しましたが、19年度に具体的な取り組み（設置根拠の規則化、審議会等との関係整理）を行います。今後も、具体的な動きにつながるような課題の設定を行い、全庁的な検討を進めていく予定です。

このような検討を積み重ねながら、職員の法務能力の向上を図り、例規等の体系化の充実や自主条例の制定に向け、大和市独自の政策法務の取り組みを進めていきます。

報告書資料

- ・資料 : 条例等の整備方針
- ・資料 : 整備方針による所管別見直し一覧表（平成18年度）
- ・資料 : 見直しデータ 集計表（平成18年度）
- ・条例 : 条例の体系図
- ・資料 : 平成19年度条例の逐条解説の作成・掲載予定一覧
- ・資料 : 報酬条例別表の非常勤特別職の設置根拠
- ・資料 : 報酬規則別表の非常勤特別職の設置根拠

< 事務担当 >

大和市役所 総務部総務課（政策法制担当）

Tel : 046 - 260 - 5354

〒242-8601 神奈川県大和市下鶴間一丁目1番1号

e-mail : soumu@city.yamato.lg.jp

URL : <http://www.city.yamato.lg.jp/soumu/index.htm>